

第6次吉田町総合計画 基本構想（素案）

【目 次】

第1編 総論	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の構成及び期間.....	2
4. 時代の潮流	3
第2編 基本構想	4
1. 将来フレーム.....	4
2. 将来都市像・まちづくりの基本理念	6
3. 施策の大綱	8
4. 土地利用の構想	15

第1編 総論

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 27 年（2015 年）6 月に制定された「吉田町総合計画の策定に関する条例」を根拠とした 8 年間を計画期間とする総合計画を策定しており、平成 28 年度（2016 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの 8 年間については、「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を目指すべき将来都市像として掲げる第 5 次吉田町総合計画に沿ったまちづくりを進めてきました。

第 6 次吉田町総合計画は、令和 6 年度（2024 年度）を初年度とし、令和 13 年度（2031 年度）を目標年度とする 8 年間の計画になります。

この計画期間には、南海トラフ巨大地震や激甚化する豪雨災害への備え、深刻化する人口減少社会への対応、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に変化し多様化する人々の生活様式や価値観への柔軟な対応、加速するデジタル化への適応など、本町が取り組むべき課題が山積しています。

このような課題に対応し、時代とともに変化し多様化する町民ニーズに応えるため、本町は先を見通して自らの知恵を絞り、決断して、まちがより良い未来に向かって着実に進むことができるよう、より一層、施策の推進に積極的に取り組んでいく必要があります。

こうした状況の中で、確かな目標を定めて、**全て**の人が同じ方向性を意識して、計画的により良いまちづくりを進めるため、第 6 次吉田町総合計画を策定します。

2. 計画の性格

第 6 次吉田町総合計画は、「吉田町総合計画の策定に関する条例」第 3 条の規定に基づき、町の持続的発展及び住民福祉の増進を図るため、町政運営の基本的かつ総合的な指針となるものです。

計画策定に当たっては、まちづくりに関する住民意識調査、まちづくりタウンミーティング、各種団体ヒアリング、高校生まちづくりミーティングなどを実施して、住民の意見を取り入れたほか、国、県及び関係機関の各種計画との整合を図るとともに、多様な分野からの委員で構成される吉田町総合計画等審議会において慎重な審議をいただきました。

3. 計画の構成及び期間

第6次吉田町総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

■ 基本構想

令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和13年度（2031年度）を目標年度とする8年間の計画であり、目指すべき将来都市像や、これを実現するための施策の大綱などを明らかにしています。

■ 基本計画

「基本構想」を実現するための施策の方向や具体的な施策を定めています。社会経済情勢などの大きな変化に的確に対応した必要な施策を盛り込んだ計画とするため、4年目に見直すこととしており、最初の4年間を前期基本計画、見直し後の残りの4年間を後期基本計画とします。

■ 実施計画

「基本計画」を実現するための具体的な事業について定めています。予算に反映できるよう実情に合った実効性のある事業を盛り込むため、計画期間を3年とし、毎年度策定するものとします。



4. 時代の潮流

平成の30年余りを終えて令和という新しい時代を迎えるにあたり、本町を取り巻く社会経済情勢は、昨今大きく変化しています。これからまちづくりを進めるに当たっては、こうした社会経済情勢の変化を的確に捉え、適切かつ適時に対応していかなければなりません。

本町にとって、対応すべき主な社会経済情勢の変化は、まず南海トラフ巨大地震の切迫と頻発化・甚大化する気象災害の発生への危惧が挙げられます。また、政府は令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その実現に向けてあらゆる主体が取り組むことが求められています。さらに、少子化、核家族化の進展、共働き家庭の増加、外国人住民の増加・多国籍化、情報化の進展等を背景に、人々の価値観やライフスタイルは、コロナ禍を機に大きく変化しました。

自治体には、人口減少・少子高齢化が進行する中で経済的発展や生活の質を向上するためのまちづくりが求められており、デジタル技術やデータ、AI技術等を活用して、住民の利便性向上と業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと、また人々の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することで多様性と包摂性のある社会を実現することが求められています。

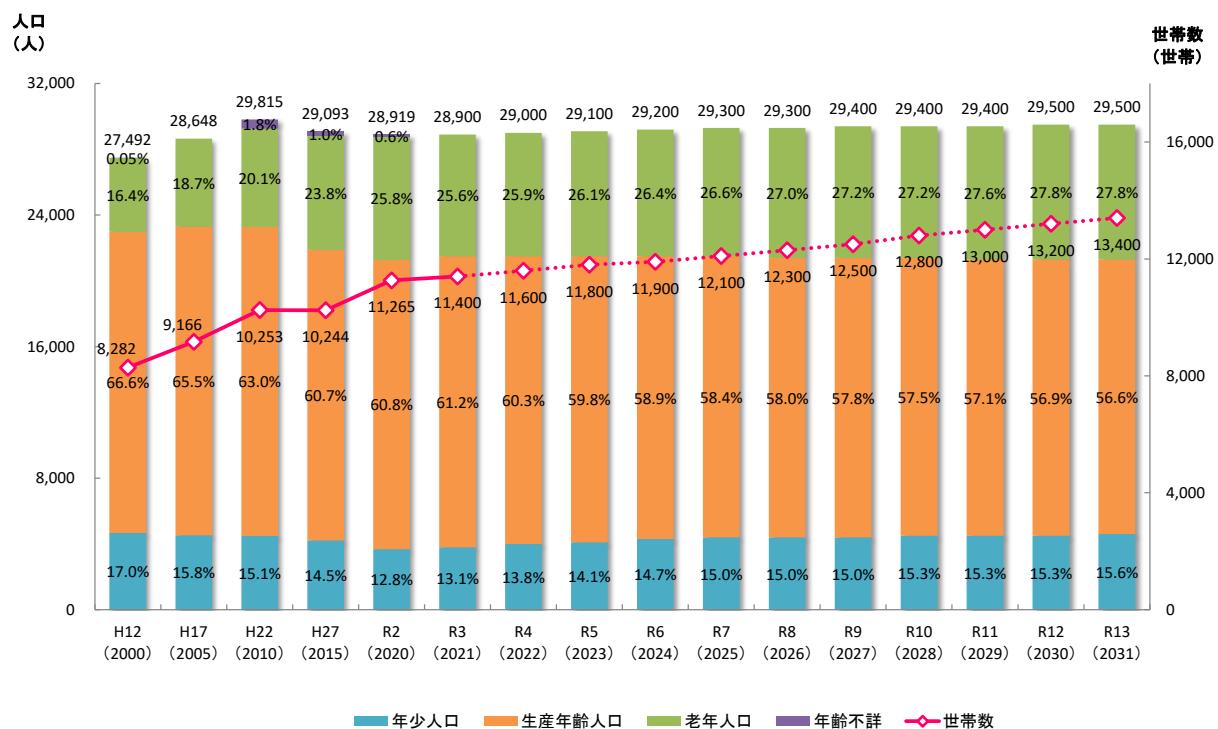
第2編 基本構想

1. 将来フレーム

■ 人口・世帯数

計画の目標年次である令和 13 年（2031 年）の吉田町の人口は 29,500 人、世帯数は 13,400 世帯と想定します。

年齢階層別では、年少人口（15 歳未満）が 15.3%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 56.6%、老人人口（65 歳以上）が 27.8%を占めるものと想定します。



- 平成 12 年（2000 年）～令和 2 年（2020 年）の人口及び世帯数は、国勢調査による実績値。
- 令和 2 年（2020 年）以降の人口は、「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値を、国勢調査の人口水準に置換した推計値。
※国勢調査の人口は、自治体における様々な計画の策定や、施策の実施の際の基礎資料として活用される最も重要な指標となります。そのため、「第 6 次吉田町総合計画」では、住民基本台帳を基に推計した「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値を、国勢調査の人口に置換したものを採用しました。
- 令和 2 年（2020 年）～令和 13 年（2031 年）の世帯数は、上記の将来人口を、将来の 1 世帯あたり人口推計値で除して算出。

2. 将来都市像・まちづくりの基本理念

■ 将来都市像

豊かで活気にあふれ 心を魅了するまち 吉田町

本町のまちづくりに大きな影響を与えてきたのは、平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災であり、沿岸域に位置する平坦な地形が特徴の本町は、津波災害に対する早急な対策が必要となりました。

こうした背景から、平成 23 年度（2011 年度）から、誰もが安心できる「新たな安全」を構築するため、「津波防災まちづくり」に取り組み、「被災しないまち」を目指してきました。また、この取組と同時に、賑わいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」に着手しました。令和 4 年（2022 年）5 月には川尻海岸防潮堤が完成し、安全が保たれたまちづくりの実現に向けて一步前進しました。

第 6 次吉田町総合計画では、これまでに本町が最重要施策として取り組んできた「シーガーデンシティ構想」を引き続き進めることにより、確固たる安全を確保するとともに、「子育て」「教育」「健康づくり」といった「支える安心」をきめ細かに提供することで、人々の暮らしを豊かにし、活気にあふれたまちを形成することを目指します。

また、このような「豊かで活気にあふれたまち」を実現することで、人ととの交流を通じて豊かな心を育み、次代を担う若い世代が住みやすいまち、町内の子供から高齢者までの全ての人々から「住み続けたい」と思われ、町外の人々からも「住んでみたい」と思われるまち、すなわち「心を魅了するまち」を目指します。

今後、こうした意識を持ってまちづくりを進めることとし、本計画における将来都市像を『豊かで活気にあふれ 心を魅了するまち 吉田町』とし、その実現を目指します。

■ まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるに当たり、その根幹的な考え方となるまちづくりの基本理念を、次のように定めます。

基本理念1 安全で安心して住み続けることができる まちづくり

地震や津波、水害や土砂災害等の自然災害や事故・犯罪などの危害から守られているとともに、人々が豊かな自然と共生しながら、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

基本理念2 賑わいと魅力にあふれた まちづくり

人々の多様な価値観やニーズに対応した魅力的な取組により、生活者や来訪者が増加するとともに、多様な交流や活発な経済活動により、賑わいが生まれ、魅力があふれたまちづくりを進めます。

基本理念3 豊かな心を育みいきいきと暮らせる まちづくり

人々の優しさと健やかさに満ちあふれ、誰もがいきいきと暮らすとともに、高い教養を身に付けることにより豊かな心を育み、愛する郷土を守り次代に継承していくまちづくりを進めます。

3. 施策の大綱

第1章 災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

■ 津波災害対策を推進する

確固たる安全の下、「子育て」「教育」「健康づくり」といった「支える安心」を提供するため、1000年に一度の大津波に備えた「津波防災まちづくり」を進め、「被災しないまち」の実現を目指します。

■ 総合的な防災力を高める

発生が予想される南海トラフ巨大地震、さらには近年多発する局地的な豪雨や台風などの自然災害への対策として、耐震対策、治山治水対策などを進めるとともに、住民の防災意識の向上や情報伝達手段の充実により地域防災力の向上を図ります。

■ 安全・安心に暮らせる環境を創出する

住民が不安なく日々の暮らしを営むために、「安全・迅速・確実」な消防・救急体制の確立や、防犯、交通安全などへの対策を充実し、安全・安心に暮らせる環境を創出します。

第2章 豊かな自然と共生するまちづくり

■ 水資源を有効活用し安全で安定的な水を供給する

暮らしに欠かせない水道水の安定供給を維持するとともに、水源の確保と監視を強化し、飲料水のより一層の質の向上と安全の確保に努め、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

地震災害やその他の災害等が発生しても、被災を最小限にとどめ、迅速に復旧できるしなやかな水道の整備を推進します。

また、豊富な水資源の活用と良好な生活環境の創出に向けて水質を保全するため、地域の実情に応じた汚水対策を進めます。

■ 豊かな自然環境を保全する

やすらぎと住みやすさを与えてくれる本町の豊かな自然環境を保全するため、保全活動や環境学習などを通じて住民意識の向上に努めます。

■ 地球にやさしい循環型社会の形成を推進する

地球温暖化を防止し、地球環境を保全するため、行政、住民、企業などが連携して意識の高揚を図るとともに、体制づくりに取り組み、ごみの減量化や再資源化を進め、地球にやさしい循環型社会、脱炭素社会の形成を推進します。

第3章 活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり

■ 新たな賑わいが創出される交流を促進する

地域において新たな賑わいが創出されるよう、拠点整備を進めるとともに、官民一体となって町の魅力を高めるため、本町を訪れた人々が町や人の動きを瞬時に感じ取れるような情報発信をきめ細かに行うことにより、たくさんの来訪者で賑わうまちの実現に取り組みます。

■ 地域に根付く産業を育成・支援する

先人が築き、地域に根付かせてきたまちの活力の源である農業・水産業・商業・工業・観光の各産業を更に発展させるため、経営の安定化や人材育成などによる基盤強化を促進するとともに、高付加価値化や新技術の導入など創意工夫に満ちた意欲的な取組を支援します。

■ 経済の活力を高める新たな産業を創出する

経済の活力が高まり、人が集う魅力あるまちとするため、若者にとって魅力のある先端企業や本町の環境に適した研究開発型企業等の誘致を進めます。

また、創業支援体制を強化し、町内における創業促進を図るなど、まちの新たな活力となる取組を育成・支援します。

■ 魅力ある雇用・就業環境を創出する

地元企業の人材確保と求職者の就職活動を支援することにより、雇用の拡大と安定化に努めるとともに、関係機関と連携を取りながら勤労者の福利厚生や余暇利用などを推進します。

また、必要な情報の提供を通じて労働環境の向上を図ります。

第4章 多様な人々が快適に暮らせるまちづくり

■ 良好的な住環境を保全・創出する

住みやすい居住空間を実現するために、土地区画整理事業を推進するほか、民間の活力と計画性のある宅地開発を誘導することにより、地域の特性に応じた良好な住環境を創出します。

水と緑と花に囲まれ、多くの人々が快適で憩いのある時間を過ごすことができるまちづくりを進めます。

■ 安全で利便性の高い交通環境を創出する

誰もが安全で円滑な移動ができるよう、幹線道路や生活道路の整備を図るとともに、適切な維持管理を行うことにより、安全な道路環境を確保します。

また、住民の日常生活における利便性を確保するため、行政、交通事業者、地域住民などの連携の下、公共交通体系を検討し、まちづくりと連携した面的な交通ネットワークの構築を推進します。

■ 多様性を認め合い、誰もが輝ける社会の形成を推進する

多様化する人々の価値観に対応し、性別、年齢、国籍、障害の有無といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、一人一人が自立し、お互いの人権を尊重し合い、誰もが個性と能力を充分発揮できるまちづくりを推進するとともに、住民相互の連帯の中で、ともに輝ける社会の形成を進めます。

第5章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

■ 誰もが健やかに暮らせる環境を創出する

少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化、高年齢者の雇用機会確保など、町を取り巻く環境が大きく変化する中、本町において誰もが健やかに暮らせる環境を創出するため、住民一人一人が主体的な健康づくりに取り組むことを基本とし、各ライフステージにあった健康づくり・食育を地域、学校、医療機関、職域、行政等の連携協働により推進します。

また、住民が安心して地域で医療サービスを受けることができるよう、地域医療機関との連携を強化するとともに、感染症流行の危機に備えた予防対策を推進することにより、医療体制の充実に努めます。

■ 安心して出産・子育てができる環境を創出する

少子化の流れに歯止めを掛けるため、安心と思いやりに満ちた地域の中で、子供を持ちたいとするそれぞれの希望がかなえられ、温かい家庭を育むことができるよう、安心して出産・子育てができる環境を創出します。

■ 誰もがいきいきと暮らせる環境を創出する

住み慣れた地域で障害の有無や年齢に関係なく、個人が尊重され、いきいきと暮らせる「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」の実現に向け、地域福祉の普及啓発により地域での支え合い活動を推進するとともに、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の充実を図り、誰もがいきいきと暮らせる環境を創出します。

第6章 次代を担う心豊かな人を育むまちづくり

■ 次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進める

次代を担い、たくましく社会を生き抜くことができる幅広い知識と深い教養を持つ人を育むため、子供たちへの「確かな学力」の定着を図るとともに、一人一人の個性と発達段階に応じたきめ細かな教育を推進します。

また、年齢を問わず、他と関わり合いながら、生涯にわたり学び続け、心身の健康を保ち、自他共に高めていくことができる環境を創出し、多様なニーズに応じた生涯学習活動を促進します。

■ 地域の歴史・文化を継承し、心豊かな人を育む活動を推進する

心豊かな人を育むため、地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存し、活用するとともに、次世代に継承し、発展させる機会を創出します。

■ 心身の健康を保ち、向上心を育む活動を推進する

たくましく成長し続ける資質を兼ね備えた人材を育むとともに、子供から高齢者までの誰もがいつでも気軽に楽しめるように、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

第7章 行政と住民が一体となって取り組むまちづくり

■ デジタル技術を活用し適正かつ効率的な行財政運営を推進する

行政サービスを提供するに当たり、適正で確実な事務処理を徹底するとともに、社会経済情勢の変化や多様化するニーズに柔軟・迅速に対応するため、吉田町ステップアップ行政評価システムによる行政評価に基づく事務事業の改善や職員の政策立案能力の向上に努め、健全で自立した持続可能な運営を目指し、生産性、効率性、公平性を確保した行財政運営を推進します。

また、住民の暮らしを支え守るとともに事務手続の効率化・高度化を推進するため、情報セキュリティを確保した上で、「デジタル技術を活用し、安全・安心で豊かな未来を築くまち」を目指して、デジタル化に積極的に取り組みます。

■ 住民本位の行政を推進する

「役場はサービス業」の精神に基づき、「お客様＝住民の皆様」の目線に立ち、住民の都合に合わせた行政サービスの提供に心掛け、住民に信頼され、喜ばれる役場づくりを進めるため、各種広報活動や情報公開制度の適切な運用により、行政情報の積極的な提供を行うとともに、的確な住民ニーズの把握に基づく住民本位の行政を推進します。

■ 住民参画を推進する

行政と住民が協働により、愛する郷土を守り、次代につなげていくため、住民がまちづくりに積極的に参加できる環境づくりを図ります。

4. 土地利用の構想

■ 基本方針

限られた貴重な資源である土地は、地域社会を成立させている共通の基盤であり、地域の発展、住民の生活に深い関わりを持つものです。

そのため、本町の土地利用は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮し、公共の福祉を優先しながらも、自然環境の保全と調和、健康で文化的な生活環境の確保、産業の振興等地域の均衡ある発展を図ることを基本理念として次のような点を考慮し、総合的かつ計画的に行うものとします。

① 安全で安心できる土地利用の推進

地震や津波、水害や土砂災害等の自然災害から住民の暮らしを守ることは、豊かな生活を確保するための基礎であることから、災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図るとともに、安全性を重視した社会基盤の整備を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

② 活力ある産業振興を図る土地利用の推進

本町は、農業・水産業・商業・工業の各産業分野がそれぞれ発展しており、住民の重要な生活基盤となっている。また、商業については大型店舗の立地が、工業については、大井川沿岸部等への立地誘導が進んでおり、今後も進出が予想されることから、産業振興を考慮した土地利用を推進していきます。

③ 自然環境と美しい景観の保全に配慮した土地利用の推進

本町は、駿河湾や一級河川大井川等の自然に囲まれており、さらに富士山を望む小山城や西部に広がる吉田たんぼ、茶畑の広がる丘陵地帯等の自然資源や、歴史文化資源が豊富です。

今後の土地利用においては、これらが織りなす美しい景観と環境の保全・活用に配慮していきます。

④ 長期的・広域的視点に立った土地利用の形成

本町の土地利用については、長期的な視点に立ち、主要幹線道路の整備と整合を図りながら進めるとともに、隣接市と連携を図った広域的土地利用を推進していきます。

⑤ 住民の意見を反映した土地利用の推進

土地は、地域社会の基盤を成す住民共有の財産であり、その利用は住民の理解の下に、合理性・計画性を持って進める必要があり、地域コミュニティを活用したまちづくりが求められています。

このため、まちづくりに関する住民への啓発活動を積極的に進めていくとともに、住民の意見を反映した効果的な土地施策等を検討し、計画的土地利用を推進していきます。